

訳者解説

1. 原論文とAPECプロジェクト

1.1. 原論文と著者。

本資料に訳出した「フレームワーク論文」(この解説では以下第1論文とよぶ)、「社会的・経済的持続可能性に向けて:カナダの有償労働と無償労働の間のつながり」(同じく第2論文)、「オーストラリア」(同じく第3論文)は、APEC人的資源開発ワーキンググループ(HRD WG)の下部組織である経済開発管理ネットワークが1999年5月に香港で行った、人的資源政策における有償労働と無償労働のつながりに関する会議において報告されたものである(www.apecsec.org.sg/hrd/hrd-nedm.html)。各報告の原題名は、訳出論文の最初のページに示した。この会議では、第1論文は、総括的な位置にあり、これを受けて、10の国と地域(カナダ、オーストラリア、台湾、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、タイ、合衆国)からの各国報告があった。本資料では、この第1論文と、先進2カ国のカナダとオーストラリアに注目して訳出した。第1論文の著者ヒーサー・ギップ(HeatherGibb)は南北研究所(カナダ)の上級研究員、第2論文の著者イサベラ・バック(IsabellaBakker)はカナダ、ヨーク大学教授、第3論文の著者エレイン・マッケイ(Elaine Mckay)はオーストラリア、P.J.ドーソン協会の主任研究員(当時)である。

1.2 APEC(Asia-Pacific Economic Cooperation)プロジェクト。

APEC(アジア太平洋経済協力会議)は、日本、アメリカ合衆国、カナダ、中国、オーストラリア、ニュージーランド、東南アジア諸国連合(ASEAN)などアジア・太平洋における21カ国、1地域の経済協力のための政府間の公式協議体である。急速に進行しつつある世界全域の経済ブロック化に対抗するためには、アジア・太平洋圏の経済関係強化が緊急に必要だとするオーストラリア・ホーク元首相の主張にもとづいて、第1回会議が1989年11月に行われ、その後毎年開かれている。

注目すべきは、最近、その事務局レベルで、関係国政府職員あるいは研究者を招集した各種の研究プロジェクト活動が活発化していることである。

この中でジェンダー問題関連の検討も広がっていることが注目される(www.aspecsec.org.sg/workgroup/gender.html。男女共同参画局のウェブサイトにもAPEC情報が掲載されるようになったので、ここからもリンクできる)。これまで、アジア・太平洋地域での公的機関によるジェンダー問題の取り上げは、国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)とこれに連携する国連機関において見られる程度であったからである。訳出した第1論文(本資料P.3～5の本文と注の4)、5)。以下の参照は、本資料のページ数である)に、この人的資源開発ワーキンググループの経緯と、APECでのジェンダー問題

のとりあげ経過の説明がある。また、この香港会議の簡潔なまとめが、第1論文に添えられている(pp.43-50)。

人的資源政策における有償労働と無償労働のつながりについての会議は、経済開発管理ネットワークの活動プロジェクトの一環である。このネットワークは、経済的および構造的変化と労働と就業問題とのつながりに関連する政策的問題に向けられ、ジェンダー問題に強い関心を持っていると語っている。

2. 無償労働への国際的・国内的関心と経過。

2.1 国際的関心と経過。

無償労働への関心は1960年代以降の現代フェミニズム運動の中で起こり、特に開発途上国の社会や開発への女性の貢献をどうやって測定・評価するかの問題として取り上げてきた。この動きは、1975年の「国際女性年」以降は国連を中心とした女性の地位向上への取り組み活動の一環となった。

「国際女性年世界会議」で採択された『世界行動計画』の第3章では、ジェンダー視点による新しい「地域・国家・国際レベルでの研究活動、資料収集及び分析」の必要性が、続いて1985年の「ナイロビ将来戦略」においても、開発のあらゆる側面における女性の経済的貢献を認識し、これらを測定してGNPなどに反映すべきことが、述べられた。1980年代の動きは、第1論文の付録A(p.26)にまとめられているが、1989年に「国連女性の所得およびインフォーマル・セクターへの参加と生産の測定に関する専門家グループ」は、世帯での財とサービスの無償の生産の経済過程を記録し、国民勘定体系(SNA)の下で作成される統計を補うために「サテライト勘定」を使うことを勧告した。さらに1990年の国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直し」においては、「平等」に関する「勧告5」の中で、女性の経済的貢献を「測定する具体策を1995年までに講じるべき」とされた。1993年にSNAは、世帯でのすべての財の生産をふくめるよう改定されたが、世帯内の個人的および家事サービスを除外した。

1995年9月の北京「第4回世界女性会議」においては、『行動綱領』に「立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること」、そして「国民勘定体系に含まれない無償労働の価値を数量的に評価し、...サテライト勘定又はその他の公的な勘定体系(経済計算)に反映できる方法を、適切な討論の場において開発すること」(「第4回世界女性会議」『行動綱領』第IV章H・206)が盛り込まれた。特に、1990年代後半は、行動綱領の実施に向けての試みが、国連をはじめとする国際機関や世界の多くの国々で、政府機関そして女性団体、草の根組織によって着手されてきている。第1論文の付録Aは、この中で、問題認識や解決策の欠如、現在のシステムが十分であるとの認識による抵抗、大規模なデータの収集といった技術的問題、特に低所得国にとって深刻な費用の問題、などの実際の障壁が存在するといいい、また1997年に、有償および無償の労働を計算する方法に関わって国連が生活時間活動の試験的国際分類を作成したことをあげている。

2.2 無償労働への国内的関心と経過。

1990年「ナイロビ将来戦略の見直し」の「勧告5」、女性の経済的貢献を「測定する具体策を1995年までに講じるべき」を受けて日本でも取り組みが始まった。その後、1995年の「第4回世界女性会議」において『行動綱領』に「無償労働の価値を数量的に評価」すること、「サテライト勘定又はその他の公的勘定体系に反映できる方法を、適切な討論の場において開発すること」が盛り込まれたことに呼応して、1997年5月に日本でも初めて政府機関(旧経済企画庁)による経済企画庁経済研究所国民経済計算部『無償労働の貨幣評価について』が公表された。これは、その年の12月に経済企画庁経済研究所国民経済計算部『あなたの家事の値段はいくらですか?:無償労働の貨幣評価についての報告』(大蔵省印刷局)として出版されている。さらに、1998年5月には、『1996年の無償労働の貨幣評価』が公表された。これは、その年の11月に改訂され、イギリスの無償労働評価額との比較が加えられた。

この間、ジェンダー問題への取り組みとして、「第4回世界女性会議」の「北京宣言および行動綱領」、1996年7月の男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、男女共同参画推進本部(現内閣府男女共同参画局)は、1996年12月に「男女共同参画2000年プラン」を策定した。そして、1999年6月には男女共同参画社会基本法が公布・施行された。また、1998年には総務庁において「無償労働統計研究会」が発足し、無償労働に関し、その概念・定義や把握方法を2000年度中に得ることとしている。もとより、これら政府機関の動向を刺激し、下支えするものとして、無償労働や生活時間に関する研究や実際の取り組みが1990年代に多様に展開してきている。

2.3 経済企画庁の計算と計算結果の問題点。

経済企画庁による無償労働の価格評価は、第1、第2回のいずれの場合も計算方法は同じである。無償労働の貨幣評価額=1人当たり無償労働時間×時間当たり賃金×人口という式を使って貨幣評価をしている。そして機会費用法(OC法)、代替費用法スペシャリストアプローチ(RC-S法)、代替費用法ジェネラリストアプローチ(RC-G法)の3つの考え方に従い、3種類の賃金を使って推計が行われた。OC法とは「無償労働を行うことにより、市場に労働を提供することを見合わせたことによって失った賃金(逸失利益)で評価する方法」である。この方法に対しては、無償労働の内容ではなく、誰が無償労働を行ったかによって評価が変わるという問題点が指摘されている。RC-S法とは「市場で類似のサービスの生産に従事している専門職種の賃金で無償労働を評価する方法」である。この方法については、無償労働と専門職種の労働では、規模の経済性や資本装備率の違いによる生産性の格差が存在するという問題点が指摘されている。RC-G法とは「無償労働を家事使用人の賃金で評価する方法」である。ここでは、家事使用人は無償労働のすべてを行うわけではないこと、および社会的活動の評価には適さないという問題点が指摘されている。これらの計算に使用した時間と賃金データは、無償労働時間には「社会生活基本調査」(旧総務庁統計局)(家事の内訳については、NHKの「国民生活時間調査」を利用)が、時

間当たり賃金には「賃金構造基本調査」(旧労働省)と「一般在宅等勤務者の賃金実態調査」(日本臨床看護家政協会)であるとされている(『あなたの家事の値段…』同書P.11)。

この無償労働の計算結果は、1991年において、OC法では約98.9兆円で、GDP比21.6%、RC-S法では・約84兆円でGDP比18.3%、RC-G法では、約66.7兆円でGDP比14.6%であった。また1996年については、OC法では、約116.1兆円でGDP比23.2%、RC-S法では、約99.8兆円で、GDP比20.0%、RC-G法では、約76、1兆円でGDP比15.2%となった。

この試算に関しては公表直後から、研究者や市民グループによってさまざまな指摘があった。特に、藤原千沙¹は、「社会生活基本調査」は無償労働の測定を目的としていないためデータの制約があり、代替費用法の職種・機会費用法の設定条件の妥当性について再検討すべきことを、矢澤澄子²は「社会生活基本調査」の調査項目の設計が無償労働測定を想定したものではなかったことによる基礎データの不備とそれによる推計結果の歪み、男女賃金格差がそのまま無償労働の貨幣評価に反映してしまう方法上の問題について、また久場嬉子³は、女性政策担当部局との連携、逆に担当部局からの積極的関与の必要性を指摘している。そして結果として、無償労働部分の評価額が予想より国際的比較でみても小さかったこともあってか、こういった無償労働の価値計算の意義をふくめて、国内の研究者や女性市民グループに不満が残ったままであるように見える。

3. 本資料の訳者たちの見地

これらの経過の中で、本資料の訳者たちが感じている点の幾つかを示しておこう。

(1)企画庁の計算における原データの問題と、採択賃金額、無償労働計算にあてる活動の範囲等、そして国全体としての集計値へのまとめ方など手続き上の問題点はある。

このうち、採択する時間当たり賃金額に、職務分離その他に起因する性別賃金格差がはいりこみ評価額が小さな額になるという点に関しては、価値評価せずに時間そのもので計算することが、ある側面をむしろ明らかにすることははっきり確認しておくべきだろう。

(2)しかし・この点に関しては、同一時間内の活動に生産性の違いがあることが他方で問題になって来るだろう。

(3)無償労働時間に関して、日本の社会生活基本調査が、無償労働の測定にそくしてのものではないという指摘があるが、なお考えるべき多くの点があるように思える。若干を指摘するなら、これは生活時間調査について一般的に言えることだが、第2次、第3次行動

1 藤原千沙(1997)「女性とアンペイド・ワーク」『あごろ』231号あごろ新宿・無報酬労働の数値化を考える会

2 矢澤澄子(2000)「アンペイド・ワークをめぐる国内の研究と議論の現在」rアンペイド・ワークとは何か』藤原書店

3 久場嬉子(1997)「経済企画庁の「無償労働の貨幣評価」の問題点」『女性教養』7月号,同(1997)「無償労働、男女の格差にこそメスを」『あごろ』231号あごろ新宿・無報酬労働の数値化を考える会

が捨象されている問題、家事労働をはじめとして無償労働部分の区分が単純すぎることで、そして無償労働部分の本格的分析に寄与しようとするなら、活動の対象者(ケアは誰のため、その性別、年齢別)、誰とともに、必要になってくるし、上の(2)で指摘した時間内活動の生産性も問題になるだろう。また、願わくば、パネルデータによる分析に進みたいところである。本資料で紹介した論文でも、まだこれらの点までは論じられてはいない。これに関して、生活時間調査ではないが、ジェンダー問題を意識した、合衆国センサス局の所得と政策参加調査』(SIPP)がひとつの参考になる。この調査はロンジチュージナルなパネル調査である。この詳細な調査に生活時間調査を結合すると、調査負担が大きくなり実施可能性が問題となろうが、このSIPPにおける問題の吸い上げには学ぶべき諸点があると思われる⁴。

(4)企画庁の計算には数々の問題があるので、これを是正しながら修正計算してみることはそれなりの意味を持つだろう。しかし、国際比較して相対的に日本の無償労働がやはり小さい可能性は残る。この点は実証を待たなければならないが、無償労働に支えられて有償労働が大きいこと一特に全分野における長時間労働がその集中的な表れである一が日本の特徴でありうる。ここで、有償労働と無償労働の関係、そこでの性別の負担状況や精神的・肉体的健康の状況一ここに、少子化傾向の促進要因がある一、そして高齢社会への対応策・制度が十分なのか、等、分析すべき問題が関連してくる。

(5)そして、日本での無償労働の価値評価をふくむ無償労働論議により根本的に求られているのは、無償労働の把握が、①職場、家庭、地域社会における両性の平等を推進する方向での戦略や政策にどう位置付けられるか、②政策や手段を具体化する上でどう貢献するのか、をより明確化にし、無償労働の分析方向を明確化することである。訳者たちは、無償労働を論議すること自体が、おのずから無償労働を有償労働との関連において把握すること、したがって全労働の社会的配分の在り方を問うことになり、そこでの陰に隠れた便益や費用等をも考慮することになる、と受け止めていた。そして、ここに両性の平等の促進という見地を加味しながら、経済計算を織り交ぜて検討することが必要なのだろうと考えていた。

本資料に訳出した論文は、「無償労働と有償労働の関連」をうたった点で、訳者たちの注意をひいた。そして確かに訳者たちの見地に、幾つかの刺激と示唆を与えるものなのである。

4. 訳出論文の特徴・注目点

そこで訳者たちは、3論文を翻訳することにした。この翻訳は法政大学日本統計研究所のプロジェクト「女性に関する統計の現状とその改善の方向」の事業の一環として行われ

4伊藤陽一(1999)「アメリカ合衆国におけるジェンダー統計とマイクロデータ分析」『研究所報 No.25 ミクロ統計データの現状と展望』、同翻訳・紹介(1999)「合衆国センサス局「所得と政策参加調査(SIPP)-1993年パネル調査票」『統計研究参考資料No.60』

た。無償労働に関しては既に翻訳したインストロー・ニュースなどでもふれている⁵。

本資料の特徴・注目点などは多々あるが、記者なりにそのうちの幾つかを指摘しておこう。

第1に、3論文ともそれぞれ実践的視角を持ち、政府、民間の各方面への戦略や政策的勧告を備え・また研究課題をワーキンググループに示している。そして特に、多くの便利な付録やまとめを備えている。第1論文の付録A「無償労働の評価の概観」、B、「インフォーマル・セクター」(pp.26~31)は便利であり、C、「アジアの危機とインフォーマル・セクターへの経済的、社会的、福利的影響」(pp.32~33)は、大きな視角からのまとめとして興味深い。第1論文には・さらに会議への報告全体や勧告のまとめもある(pp.43~52)親切な形になっている。第2論文も国際比較図とカナダについての一連の図(pp.81~89)、また表1(p.90)を用意している。第3論文もオーストラリアに関して付録資料を用意している(pp.114~122)。そしてさらに、文献が多くリストされており、これら論文を出発点にして、多くの事例、実践、考えに検討を及ぼすことを可能にしている。

第2に、内容に立ち入って、「人的資源政策における有償労働と無償労働のつながり」プロジェクトないしは著者たちの基本的立場に触れよう。プロジェクトは、無償労働を、①大きくは有償労働との関連で、②持続可能な社会(高齢社会)維持のために、③労働全体の配分や担い手はどうあるべきかという観点から考えようとしている。また、④そのなかで、有償労働を支えるために無償労働に費用がかかっており、社会全体の費用の点で両労働のバランスがどうあるべきかを見ている。⑤そして、研究の基礎には、家庭責任と仕事の矛盾の解決等を軸に、両性の平等を政策に具体化するというしっかりとした見地がある。

さらに、⑥著者たちの検討の基礎には、広くかつ現実的な視角がある。1つには、グローバル化の進展、2つには、経済循環との関連として一般的に、そして、特にアジアの金融危機にそくして、3つには、経済的に政府、民間、産業部門(財の生産とサービス部門)に対して、また生産やジェンダー区分を持つ雇用形態にどう影響するか、さらに、4つには、社会的・福利的影響はどうか、までを視野に入れている。

⑦当然のことながら、無償労働には、インフォーマル・セクターやパートタイム労働が当該あるいは隣接領域としてかかわってくる。これらもとあげている。

5 統計研究参考資料としては次のものがある。田中尚美訳・国連事務局「性的ステレオタイプ、性的偏りおよび国家統計システム」No.34(1991.6)、伊藤陽一・杉橋やよい訳「女性と統計」関連主要文献目次・序文等翻訳集」No.39(1993.7)、中野恭子著訳・伊藤陽一協力「インストローと女性に関する統計」No.40(1993.9)、伊藤陽一・杉橋やよい訳「ジェンダー統計の現状」No.42(1994.1)、田中尚美訳・国連「女性の状況に関する統計と指標のための概念と方法」No.45(1995.3)、杉橋やよい訳・国連「世界規模のジェンダー統計に関するワークショップー現在行われている作業と次のステップ」No.49(1996.4)、伊藤陽一・水野谷武志「インストローとジェンダー統計」No.51(1997.6)。市販書としては、伊藤陽一編著(1994)『女性と統計ージェンダー統計論序説』梓出版社、伊藤陽一・中野恭子・杉橋やよい・水野谷武志・芳賀寛訳(1998)『女性と男性の統計論ー変革の道具としてのジェンダー統計』梓出版社、がある。

以上、このプロジェクトや論文は、多面的かつ総合的な視角を持っているといえるだろう。

第3に、著者たちが引用・紹介している優れた研究や実践例のうち、注目に値する幾つかを具体的に示してみよう。

①経済循環と無償労働との連関を実証していくために、カナダでは現在いくつかの追跡計画が進行中であるが、ここではその1つカナダ人的資源開発(HRDC)によって援助されたElliot Lake追跡研究(ELTS)が引用されている(p.61)。この研究の主要な目標の1つは、資源に基礎をおく地域社会での大量解雇の総ての影響に対処する地域社会サービスの能力を評価することである。そして、ELTSは、世帯における無償労働が収入不足を埋め合わせるために拡大するという説を擁護する証拠を見いだした。これはAPECのプロジェクトチームが認定した優れた実践の1つである。

②「人的資源政策における有償労働と無償労働のつながり」プロジェクトは、政策がジェンダーの不利をどう補い、生産的経済への平等なアクセスを促進するかを検討した。その際、家族の在り方がどう変化するか、あるいはどの在り方をめざすか、が分析や政策方向に影響する。この論者たちは、社会学者のM.アイヒラーが提起した家族に関する3つのモデル、すなわち、家父長モデル、個人責任モデル、そして社会的責任モデルを、利用している(p.17～18、p.70)。これも政策方向を明確にするために有効であろう。

③ノヴァスコシア州にある非営利調査グループGPIアトランティックは、カナダ統計局がカナダのための試験的プロジェクトとして企画した真の進歩の指標(GPI: Genuine Progress Index)を開発している(p.71)。2000年末前に利用できることを予定しているこのGPIは、社会的福利と繁栄についてのより正確な描写を得るために、ボランティア活動と世帯労働を含む20の社会的、経済的および環境的指標を調べるものである。その目的は、目標地域での前進が時間を超えて持続可能であるかを判断することである。

④家族にやさしい労働政策として、第2論文は、既存の研究のフレームワークを挙げており、それは大きく7つの実践例(具体例)に分かれている(p.72～75)。また、オーストラリアの公的部門における女性が労働力に再参入する際の障壁を克服する促進条件や再参入を可能にする条件として、職場での柔軟性の実践例(項目のみ)を挙げている(P.106)。ここでの項目は、カナダの実践例と類似しているが、実際の内容は国によって違っていると思われる。民間部門においても「家族にやさしい」職場の実践例は見られ、いくつかのケーススタディが直接挙げられている(p.109～111)。

⑤家族にやさしい政策とプログラムを採用することの付加価値に対する会社の認識は増大している。オーストラリアの研究は、家族にやさしい職場政策の損益を計算する方法を開発した(p.118,付録C)。それには、欠勤の費用、転職の費用、訓練の費用などの費用例が挙げられている。

第4に、勧告はそれぞれ十分に参考にするべきであるが、訳者たちが特に注目したものを挙げよう。

①ジェンダーに敏感な(センシティブ)予算の実施。ジェンダーに敏感な予算は、意図

せずに女性の労働市場への参加を阻んでいる国家予算の偏りを明らかにする。オーストラリアは、1980年代と1990年代にジェンダーに敏感な予算作業で先駆となり、2つの州(タスマニアと北部地域)が、女性予算の運動を続けている。第1論文の勧告は、HRDWGは2つ以上のAPEC加盟国での予算のジェンダー分析を試みることを検討するか、他の適当なAPECフォーラムに対して勧告するのがよいとしている(p.24)。いずれかの早期実施と、それを受けてのジェンダーに敏感な予算の広範囲での実施が待たれる。また、カナダの報告でもAPEC女性の統合に関するタスクフォースへの勧告として、「加盟国でのジェンダー視点による予算の実行を調整する」ことを勧告している(p.77)。

②HRDWGへのカナダからの「マクロ経済政策および無償部門の再構成計画の影響を追求するオンラインのモニタリングサーピスを開発すべき」という勧告(p.76)。その目的は、資源の利用と配分を正確に評価するために、多くの場合隠されている経済政策の影響を見えるようにすることである。これにはHRDWGだけでなく地域のシンクタンク、国連機関、各国NGOなどが集めた情報にも依存でき、また、シンガポールの「環境、ジェンダーおよび開発センター(ENGENDER)」とも協力できるとしている。

③第1論文が唱える「APECの業務管理ネットワークチーフ人的資源事務所ネットワーク(CHRO)はアジア・太平洋諸国における家族にやさしい職場実践を討議するセミナーの開催を考えるべきである」(p25)という主張。こういったセミナーが日本社会にも浸透し、影響を与えることが期待される。

第5に、無償労働と有償労働の関連や無償労働の価値評価等を検討する上で、現実的基礎にならざるを得ない統計データに関しては、生活時間調査への取り組みが、広く紹介されている(pp.10~12)。これらは基礎的情報である。また単に生活時間統計だけでない調査の取り組みも紹介されており(pp.62~64)、新たに統計指標を考案して、男女平等の促進を測定する道具にする試みも紹介されている(p.71漢2)。これらも興味深い。

第6に、本資料において訳者が不足と感じた点について触れておこう。1つには、既に第3の②で紹介したとおり、著者たちは、アイヒラーの家族モデルを使っている。第1論文も第2論文も、3つある家族モデルのうち、個人責任モデルに傾斜していると思った。今日の現実の趨勢は、おそらく個人責任モデルに追い風となっているだろう。しかし、社会責任モデルを無視して論議してよいのかが問題として残ると思った。2つには、第2論文を除いて、階級や所得階層そしてエスニシティの視角が弱いように思えた。第2論文は、この視角を取り入れていることを語り、幾つかの点でその視角は生きているが、論文全体としてはなお弱い。ここでは改めて、社会責任モデルとの連関が問われると思った。

5. 訳語についてのいくつかの注釈

原文の誤りと判断されるいくつかの箇所は、正して訳した。例えば、翻訳資料116ページ1行目の「法律」は原文のstatuaryはstatutoryの誤りと考えられるので正して訳した。

訳語の選択に関して主な点は以下のとおり。

(1)Unpaid、paidには「無償」、「有償」を、一部に「有給」をあてた。一般的には原語を

カタカナにするのではなく日本語をあてたいからである。このタームに関しては、原語にも類似語として、unremunerated、un-waged、non-wagedがあり、訳には、無償、無報酬、不払いがある。このうち、無償を選択した。原語一カタカナの使用は、日本語にすると意味が違ってしまう場合に限ろうとしている。(2)workは、これまでの日本語では、活動、労働、仕事をする、として使われてきており訳し分けも必要かと考えたが、無償労働を有償労働とともに、労働とみなし、全労働という概念が提起されているこの分野では、使い分け・訳し分けが逆に古い考えを維持することになりかねない。そこでほぼ一貫して「労働」の訳をあてた。workerは、労働者、従業者をあてている。(3) earnings, income, pay, wage, に「賃金」、earnings, incomeに「所得」、文脈によってはearningsに「収入」の訳語をあてている。(4)reproduction、reproductiveは、経済学では古くから生産のサイクルが継続することをさし、物的生産および労働力について、その条件を検討することに焦点があてられた。今日では、人口学での用語から発して、出産・生殖にかかわってリプロダクティブ・ライト、ヘルスとして使われている。しかし、「性と生殖」に限定して良いかは問題である。労働力の再生産に関してと同じく、世帯員の生活維持の意味も含まれることがあるからである。本資料では、性と生殖、生活維持の2つの意味で使われている。ここでは、リプロダクティブにした。(5)careもまた、世話、介護、介助等多くの意味を持つ。care economyという概念がでてくる。ここではケアを使った。高齢者や障害者については介護を使い文脈で訳し分けた。(6)childcare, parentingに「育児」、文脈によってはchildcareに「保育」、「養育保護」の訳語をあてている。(7) parental leave, maternity leave, paternity leaveについては、育児休暇、産休、父親休暇の訳をあてた。Parental leaveには、親休暇の訳があてられることもある。(8)employer, employeeは「使用主」、「被用者」とした。

なお、訳語選択や訳文に不十分な点が残るかもしれないが、3論文の内容的重要性を考えて、訳出を急いだ点をお許しいただきたい。

6 謝辞

本資料でとりあげた3人の著者が快く訳出を許可して下さったことに深く感謝したい。またフレームワーク論文の注は、原論文では章末に置かれていたが、この翻訳では、脚注にきりかえてある。

7. 訳者

本資料の翻訳は、第1の「フレームワーク論文」を伊藤、第2の「社会的・経済的持続可能性に向けて:カナダの有償労働と無償労働の間のつながり」および第3の「オーストラリア」論文を橋本が担当し、この訳者解説は伊藤との討議にもとづき橋本がまとめた。

2001年3月

橋本美由紀（法政大学大学院経済学研究科・修士課程1年）